

第58号議案

春日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、育児休業に係る給料の調整の対象となる職員の範囲等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第23条第1項」の次に「(春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第18条第1項及び第28条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第20条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条又は第22条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。